令和４年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

<table>
<tr><td>項　目　名</td><td colspan="3">感染症有事に備える取組に伴う税制上の所要の措置</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和３年６月 18 日閣議決定）に基づき、感染症有事に備える取組について、医療機関への支援等を含め、より実効性のある対策を講ずることができるよう検討を行い、この検討結果等を踏まえ税制上の所要の措置を講じる。
<table><tr><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）
（改正増減収額）</td><td>－　百万円
（　－　百万円）
（　－　百万円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
感染症有事に備える取組について、医療機関への支援等を含め、より実効性のある対策を講じる必要がある。

⑵　施策の必要性
感染症有事に備える取組について、検討結果を踏まえ、必要に応じ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。</td></tr>
</table>

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標５　感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること 施策目標５－１　感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和３年６月 18 日閣議決定）に基づく検討結果等を踏まえ、税制上の所要の措置を伴う感染症対策等を講じることにより、感染症有事に備える取組について、医療機関への支援等を含め、より実効性のある対策を講ずることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－

		要望の措置の妥当性	経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和３年６月 18 日閣議決定）に基づく検討結果等を踏まえ、税制上の所要の措置を伴う感染症対策等を講じることにより、感染症有事に備える取組について、医療機関への支援等を含め、より実効性のある対策を講ずることが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	―
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	―
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	―
		前回要望時の達成目標	―
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	―
これまでの要望経緯			―